

令和8年度

養親希望者手数料負担軽減事業の交付申請について

1 事業の概要

2 補助の内容・要件

3 交付申請の手続き

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

5 交付申請書の記載例

6 あっせん事業者ご担当者様へ

～令和8年度茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書

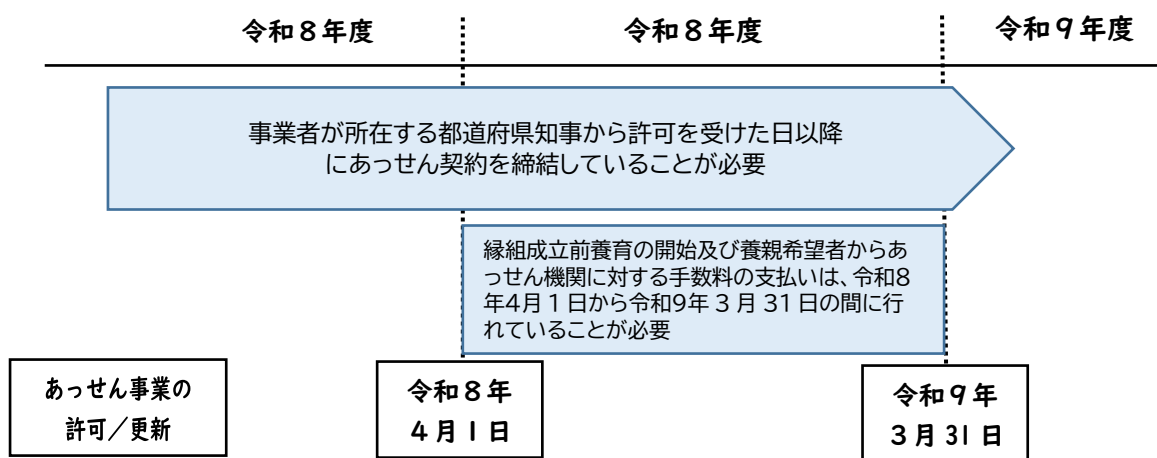
(別紙2) の記載例

1 事業の概要

- この事業は、県内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、茨城県が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 本事業は令和8年4月1日開始の事業であるため、令和8年4月1日以降に縁組成立前養育を開始し、あっせん機関に手数料を支払った場合を補助対象とします。
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、あっせん機関の手数料の支払いを行った場合を補助対象とします。（令和9年4月1日以降の支払いについては、令和9年度の助成事業の補助対象となります。）



- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり60万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、県内に居住していることが必要です。（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で県内に居住していることが必要です。）

3 交付申請の手続き

- ・ 7ページ「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」
- ・ 8ページ「交付申請書の記載例」も併せてご確認ください。

【必要書類】

	必要書類	備考
1	養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書（様式1号）	・ 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
2	所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙1）	
3	令和8年度養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（別紙2）	・ あっせん事業者が記入する書類です。後述の「6 養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書（別紙2）の記載例」に基づき、あっせん機関が記入したものを、茨城県にご提出ください。 ・ 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
4	住民票の写し	・ 県内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ・ 申請日から3か月以内に発行されたものに限りま す。 ・ 原本をご提出ください。マイナンバーの記載は不要です。
5	あっせん機関が発行した領収書の コピー （※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合）	・ あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・ コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保管してください。 ・ 交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。

【申請方法・送付先】

- 申請は 郵送 でお願いします。
- 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。

〒310-8555

住所：茨城県水戸市笠原町978番6

宛先：茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成グループ

電話：029-301-3247（平日9時～12時、13時～17時）

- 上記①のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあった場合は②のスケジュールでお支払いいたします。

【支払いに当たっての注意事項】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 茨城県の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。（インターネットバンク等）

茨城県の公金取扱金融機関については、茨城県庁 HP、収納金融機関一覧
をご確認ください。（HP アドレスまたは、QR コードより確認できます）

<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/suitou/kinyukikan.html>



【その他の留意点】

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために県担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請提出書類一覧・チェックリスト

NO	提出書類	☑
交付申請様式		
1	茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請書(様式1)	<input type="checkbox"/>
	申請年月日は記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請年月日の時点で県内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
2	所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙1)	<input type="checkbox"/>
	申請者は交付申請書(様式1)の申請者と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、手数料支払証明書(別紙2)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	縁組成立前養育開始(予定)年月日の時点で、県内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書(別紙2)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
3	茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書(別紙2)	<input type="checkbox"/>
	※本様式は、あっせん機関が記入します。 茨城県には原本の送付が必要です。本人控えとしてコピーを取ってください。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、あっせん手数料の領収(予定)日・領収(予定)額を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
その他参考となる資料		
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	申請日から3か月以内に発行されたものですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	<input type="checkbox"/>
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
2	あっせん機関が発行した領収書のコピー	<input type="checkbox"/>
	※交付申請時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの日付ですか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、手数料支払証明書(別紙2)のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の金額は、手数料支払証明書(別紙2)のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>

5 交付申請書の記載例

様式第1号（交付申請・県民向け）

令和8年 4月 4日

茨城県知事 殿

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

申請者氏名 茨城 太郎

令和8年度茨城県養親希望者手数料負担軽減事業交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 600,000 円
- 2 所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙1）
- 3 茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書（別紙2）
- 4 その他参考となる資料
- 5 補助金受領の方法
口座振替払

金融機関・支店名	茨城県銀行
預金種目	※どちらかに○ 普通・当座
口座番号	1234567
(フリガナ) 口座名義	茨城 太郎

所要額調書 (養親希望者手数料負担軽減事業)

申請者	フリガナ 氏名	イバラキ タロウ 茨城 太郎	住所・ 電話番号	(〒310-8555) (電話番号 029 - 301 - 3247)
配偶者	フリガナ 氏名	イバラキ ハナコ 茨城 花子	住所・ 電話番号	(〒310-8555) (電話番号 029 - 301 - 3247)

○あっせん事業の概要

事業者名	民間あっせん機関名及び所在地等を記載ください (〒 - -)	事業者の所在地・電話番号
養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日	年月日	縁組成立前養育開始(予定)年月日

○補助金算定額表

総事業費	基準額	選定額	県補助基本額	補助率	県補助所要額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)=(C)	(E)	(F)=(D)*(E)	
円 600,000	円 600,000	円 600,000	円 600,000	10/10	円 600,000	

- (注) 1 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
 2 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
 3 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
 4 「県補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
 5 「県補助所要額」の欄は、「県補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。)

6 あっせん事業者ご担当者様

別紙2(交付申請・県民向け)

令和8年度茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書

民間あっせん機関が記入する用紙です

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

あっせん事業者の名称

所在地

電話番号

代表者氏名

(担当者名
連絡先)

)

下記のとおり、令和8年度茨城県養親希望者手数料負担軽減事業の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと

・受ける予定であること

を証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の
許可を受けた日

年 月 日

養親(希望者)情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ		
養親氏名		
養親の住所		
養子縁組あっせん契約 締結(予定)年月日	年 月 日	
縁組成立前養育 開始(予定)年月日	年 月 日	
あっせん手数料の 領収(予定)日 領収(予定)金額	領収(予定)日 年 月 日 領収(予定)金額 円	

<注意事項>

- ※ あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降である必要があります。
- ※ 縁組成立前養育の開始は、令和8年4月1日以降である必要があります。